平成２２年（フ）第２６７号
大阪市北区天満２丁目15番17号　メゾン梅鶴501号室
債務者　髙野　利佳
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７６号
大阪市浪速区日本橋東１丁目９番９号　日本橋松江マンション301号
債務者　片山　茂明
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１８号
大阪府守口市八雲東町２丁目78番38―823号
債務者　山本　弘美（旧姓木田）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２１号
大阪府門真市御堂町15番３―103号
債務者　濱谷　紀子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２２号
大阪市鶴見区浜３丁目７番16―208号
債務者　谷水　啓悦
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２４号
大阪府大東市野崎１丁目７番34号
債務者　八木ひとみ
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１７６９号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番518―305号
債務者　山本　文子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３号
神戸市東灘区住吉台４番６―901号
債務者　河野　　泰
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８号
兵庫県川辺郡猪名川町杉生字前田13番地
債務者　森本　剛史
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１７号
兵庫県伊丹市梅ノ木１丁目４番22号
債務者　加藤　俊治
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４号
兵庫県美方郡新温泉町居組230番地
債務者　中村　吉志
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第４号
鳥取県日野郡日野町野田276番地13
債務者　山脇　邦光
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第５号
愛媛県松山市南斎院町260番地14
債務者　野間　真一
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２４３号
宮崎県都城市高崎町大牟田749番地３
債務者　脇田　由美
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２８８号
宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池5228番地２
債務者　川口　律子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１３３号
長野県飯田市松尾常盤台107番地市営住宅Ｃ―104号
債務者　森岡さよ子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第５号
兵庫県淡路市志筑397番地18　みさとハイツ101号、前住所兵庫県淡路市大町上254番地２バーゼル五番館301号
債務者　大向　伴美（旧姓堀田）
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第１８０号
山口県岩国市今津町６丁目15番23号
債務者　岡田　　悟
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　山口地方裁判所岩国支部